

ID: 119

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	工作物の完了検査(第7条第1項の準用)
法令名 根拠条項	建築基準法 第88条第1項
法令番号	昭和25年法律第201号
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第7条第1項の規定による。 (建築物に関する完了検査)</p> <p>第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。</p> <p>省令第4条 (完了検査申請書の様式)</p> <p>第4条 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。</p> <p>(1) 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第4条の8第1項第1号並びに第4条の16第1項及び第2項において同じ。)</p> <p>(2) 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)</p> <p>(3) 都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される場合にあつては、同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類(同条第2項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハマまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハマまでに定めるものとする。)</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第1号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による認定に要した図書及び書類</p> <p>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第2号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第36条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第6条第3号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第11条第1項又は同法第55条第1項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。)</p> <p>(5) 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第3条の2に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類</p>	

- (6) その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- (7) 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し
- 2 法第7条第1項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第4条の8第2項並びに第4条の16第1項及び第2項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第1号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

標準処理期間	受理した日から7日以内(法第7条第4項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日